

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則……………(中央卸売市場管理部総務課)……………一

告示

○都市計画の変更(八件)……………(都市整備局都市づくり政策部)
土地利用計画課・緑地景觀課・都市基盤部調整課・交通企画課・街路計画課……………二

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………三

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………四

○都営住宅の使用料の変更……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………四

○都営改良住宅の使用料の変更……………(同)……………七

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………七

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)……………七

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………七

○港湾法による放置禁止区域の指定の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………一〇

規則(公)

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………三

規程(文)

○東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程……………三

○東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程……………三

公告

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三

○都市計画河川事業の施行……………(建設局河川部計画課)……………三

規則

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十七号

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場財務規則(昭和三十九年東京都規則第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「又は当座預金口座」を「、当座預金口座又は貯蓄預金口座」に改める。

第四十九条の二の見出し中「給与、報酬又は児童手当」を「給与等」に改め、同条中「報酬」の下に「、旅費(概算払をするものを除く。)」を、「限る。」の下に「及び貯蓄預金口座」を加える。

別記第三十九号様式中

給・配・保(○で囲む。)

給・配・保・貯蓄(○で囲む。)

に改める。

附則

1 この規則は、平成二十九年十二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央卸売市場財務規則別記第三十九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第七百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画用途地域

第一種低層住居専用地域

削除する部分 足立区西竹の塚二丁目地内

第一種中高層住居専用地域

削除する部分 足立区西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目及び竹の塚六丁目各地方内

第一種住居地域

削除する部分 足立区西竹の塚二丁目地内

近隣商業地域

追加する部分 足立区西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目及び竹の塚六丁目各地方内

削除する部分

足立区西竹の塚一丁目及び西竹の塚二丁目各地方内

商業地域

追加する部分

港区芝浦四丁目、港南二丁目、足立区西竹の塚一丁目及び西竹の塚二丁目各地方内

準工業地域 削除する部分

港区芝浦四丁目及び港南二丁目各地方内

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)並びに港区役所及び足立区役所

●東京都告示第七百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

変更する部分

豊洲地区地区計画 江東区豊洲五丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)及び江東区役所

●東京都告示第七百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同

条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画公園

変更する部分

第五・七・十 八号明治公園 新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区千駄ヶ谷二丁目各地方内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)

●東京都告示第七百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画下水道

追加する部分

東京都公共下水道 港区高輪二丁目、芝浦四丁目、港南一丁目及び港南二丁目各地方内

削除する部分

千代田区神田和泉町一丁目、港区高輪二丁目、芝浦四丁目、港南一丁目及び港南二丁目各地方内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに千代田区役所及び港区役所

●東京都告示第七百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市高速鉄道

第一号線本線 追加する部分
及び第一号線 港区高輪二丁目及び三田三丁目各分岐線 市内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

一 都市計画の種類 東京都知事 小 池 百合子
都市計画を定める土地の区域
東京都市計画都市高速鉄道

追加する部分
東日本旅客鉄道
道赤羽線

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により福生都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画道路

追加する部分
三・三・三の
一号新五日市
街道線
福生市大字熊川字武蔵野及び大字
熊川各市内
削除する部分

福生市大字熊川字武蔵野地内

変更する部分

福生市大字熊川字武蔵野及び大字
熊川各市内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

追加する部分
幹線街路補助
線街路第八十
五号線
追加する部分
北区上十条一丁目及び上十条二丁目各市内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）

●東京都告示第七百五十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の

規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 平成二十九年十二月八日 午後四時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備

局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 サイダーパートナーズ株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 鈴木 博紀

(三) 主たる事務 江東区東陽四丁目二番六号

所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九一五二二一号

(五) 免許年月日 平成二十七年三月十九日

●東京都告示第七百五十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき金町六丁目駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

金町六丁目駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年十一月二十日から平成三十三年三月三十一日まで

一日まで

三 施行地区

葛飾区金町六丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

葛飾区金町六丁目七番二十二号比留間ビル二階

平成二十七年十一月二十日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十四年五月三十一日まで延長する。

六

定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十九年十一月三十日

●東京都告示第七百五十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十九年十二月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町アパート (4号棟)	中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	53,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (2号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,900	64,300
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,500	45,800
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート (1号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	59,300
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート (3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,500	33,700
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (3号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,900	45,200
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	2	29,800	50,200
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	65,000
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	65,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,600	71,400
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	2	40,400	73,100
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート (1号棟)	江東区大島5-17	55.9	1	47,800	67,200
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (1号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	46,600
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	46,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (4号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	43,900
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート (8号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	2	30,400	46,300
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート (2号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	26,200	31,700
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート (1号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,800	39,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,000	52,300
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (1号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,100	67,500
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	3	36,000	72,400
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (1号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	33,000	46,000
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	2	33,700	47,100
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート (2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,300	59,500
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート (1号棟)	大田区大森西1-11	59.6	1	50,500	69,400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (7号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,500	73,600
一般都営	中層耐火	和田一丁目アパート (2号棟)	杉並区和田1-33	42.3	1	32,100	57,300
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (1号棟)	杉並区高井戸東1-13	36.4	1	27,000	58,600
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート (1号棟)	豊島区池袋本町3-9	42.3	1	34,600	63,200

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート (1号棟)	豊島区北大塚1-15	38.2	1	31,100	61,700
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (3号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,700	71,000
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート (2号棟)	北区西ヶ丘2-17	48.1	1	39,400	67,000
一般都営	高層耐火	王子本町アパート (1号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,500	52,900
一般都営	中層耐火	上十条アパート (2号棟)	北区上十条1-5	37.0	1	27,800	44,900
一般都営	中層耐火	上十条アパート (5号棟)	北区上十条1-7	34.8	1	26,200	43,900
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	32,200	54,200
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (4号棟)	北区滝野川3-62	33.4	1	25,800	43,400
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (9号棟)	北区滝野川3-67	36.4	1	28,500	47,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (1号棟)	北区滝野川3-80	37.3	1	29,700	44,800
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (7号棟)	北区赤羽西5-5	39.0	1	30,100	46,600
一般都営	中層耐火	北柴町第2アパート (1号棟)	北区柴町7-12	39.0	1	29,800	53,700
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (3号棟)	北区赤羽北3-9	51.0	1	41,300	72,100
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,700	35,100
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	3	24,500	36,800
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (1号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,300	37,800
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第2アパート (2号棟)	板橋区坂下1-15	42.3	1	31,900	56,100
一般都営	中層耐火	前野町六丁目アパート (1号棟)	板橋区前野町6-36	39.0	1	29,500	46,500
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	5	38,600	65,500
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (6号棟)	練馬区北町6-6	55.9	1	43,800	84,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート (1号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (4号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,900	50,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (2号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (2号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,400	93,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,400
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート (3号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,400	73,800
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート (6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	1	41,000	72,800
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート (1号棟)	足立区西保木間3-18	55.9	1	40,500	61,800
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (5号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	25,000	39,500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (1号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	30,100	41,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (4号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,500
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (1号棟)	足立区江北7-13	37.7	1	25,700	39,900

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(14号棟)		足立区江北7-13	37.7	1	25,700	39,900
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(15号棟)		足立区江北7-13	37.9	1	25,900	38,900
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)		足立区千住元町34	37.9	1	26,700	33,900
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)		足立区千住元町34	33.6	1	23,700	31,100
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(9号棟)		足立区六木1-5	33.4	1	22,700	35,100
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(13号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,400
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)		足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	40,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(6号棟)		足立区舎人6-12	51.0	1	35,900	47,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(11号棟)		足立区舎人6-10	42.3	1	29,800	39,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(12号棟)		足立区舎人6-13	51.0	1	35,900	47,700
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(17号棟)		足立区南花畑5-14	58.0	1	42,400	69,200
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)		足立区青井5-12	55.9	1	41,500	75,700
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)		足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	66,600
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(3号棟)		足立区青井3-30	55.9	1	41,400	75,900
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(5号棟)		葛飾区青戸3-3	42.3	1	31,200	55,700
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)		葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,400	57,600
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目アパート(7号棟)		葛飾区鎌倉1-16	39.0	1	27,700	50,500
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート(1号棟)		葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	38,100	67,800
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	72,600
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(7号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	72,600
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(1号棟)		江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,800	69,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)		江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	84,300
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(1号棟)		八王子市大谷町45-1	39.0	1	19,000	36,900
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(3号棟)		八王子市大谷町45-3	39.0	1	19,000	36,900
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(5号棟)		武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	87,500
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(3号棟)		三鷹市下連雀7-15	48.1	1	36,100	74,800
一般都営	中層耐火	井の頭三丁目アパート(37号棟)		三鷹市井の頭3-16	51.0	2	37,100	71,500
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)		三鷹市中原4-17	43.9	2	31,300	56,700
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート(3号棟)		昭島市昭和町1-10	59.6	1	34,600	75,100
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(2号棟)		調布市染地3-3-1	48.1	1	28,100	63,400
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(4号棟)		町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	37,300
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(6号棟)		町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	34,700

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(12号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	59,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(14号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	59,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	60,700
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	65,300
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)		町田市忠生4-6	55.9	1	30,500	56,900
一般都営	高層耐火	武蔵園アパート(10号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	30,400	59,500
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(3号棟)		小金井市東町2-5	55.9	1	35,300	82,300
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(4号棟)		日野市平山4-20	33.4	1	15,100	29,300
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(6号棟)		東村山市秋津町5-1	51.0	1	31,000	64,400
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(2号棟)		東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,100	45,000
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)		国分寺市南町3-9	59.6	1	37,800	101,400
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(12号棟)		国立市北3-22	51.0	1	30,100	63,200
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(13号棟)		国立市北3-22	48.1	1	28,400	59,600
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(8号棟)		西東京市北原町2-2	58.1	1	36,700	80,500
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(13号棟)		西東京市田無町7-6	42.3	1	23,800	52,000
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(14号棟)		西東京市田無町7-8	51.0	1	30,600	63,600
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(2号棟)		西東京市芝久保町3-3	61.3	1	37,800	81,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(20号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(25号棟)		狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	40,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(27号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(17号棟)		清瀬市竹丘1-5	51.0	1	27,800	55,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-1号棟)		多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,200	53,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-1号棟)		多摩市落合4-4	51.1	1	25,900	39,100

●東京都告示第七百五十五号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
 条第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十九年十
 二月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定に
 より告示する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料
改良	中層耐火	西大久保アパート（2号棟）	新宿区大久保3-13	32.6	1	26,400
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,800
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	2	31,600
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	1	39,900
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート（17号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（12号棟）	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（13号棟）	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（10号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	高井戸東一丁目アパート（4号棟）	杉並区高井戸東1-15	36.4	1	26,900
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（3号棟）	北区赤羽西5-12	36.2	1	27,600
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（4号棟）	北区赤羽西5-12	37.3	2	29,200
改良	中層耐火	平井一丁目アパート（8号棟）	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900
改良	中層耐火	国立北三丁目アパート（5号棟）	国立市北3-25	48.1	1	27,400
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート（17号棟）	西東京市田無町7-11	48.1	1	28,900

●東京都告示第七百五十六号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基
 づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

場 上石神井アパート駐車場
 練馬区上石神井四丁 一七〇区画
 目二十一番

●東京都告示第七百五十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
 九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基
 づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子
 名 称 位 置 区画数
 辰巳一丁目アパート駐 江東区辰巳一丁目二 二二区画
 車場 番

●東京都告示第七百五十八号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九
 十六号）第五十八條第一項の規定に基づき、東日本旅客鉄
 道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業について、環境
 影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五
 十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 富田 哲郎

渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称及び種類

東日本旅客鉄道赤羽線(十条駅付近)連続立体交差事業

業

鉄道の改良

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東日本旅客鉄道赤羽線の十条駅付近の約

一・五キロメートルを連続立体交差化するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、

景観、史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その

結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年十一月三十日から同年十二月十四日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 北区生活環境部環境課

北区王子本町一丁目二番十一号

イ 板橋区資源環境部環境課

板橋区板橋二丁目六十六番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)から表1(3)までに示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
(1) 工事の施工中	<p>ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、66dB～81dBであり、各種の評価の指標である騒音規制法又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)の基準値を下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、47dB～70dBであり、各種の評価の指標である振動規制法又は環境確保条例の基準値と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>ウ 仮線時の鉄道騒音 仮線時の鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間56dB～56dB、夜間46dB～52dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p> <p>エ 仮線時の鉄道振動 仮線時の鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、56dB～66dBであり、予測値は現況値を上回るが、仮線を新たに敷設する箇所において、レールの重軌条化を実施し、ロングレールを採用する。また、必要により地盤改良や締固め等の対策を実施する等の確実な路盤構築を行うとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施する等、鉄道振動の低減に効果のある方策を講じることにより、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」をおおむね満足する。</p>
騒音・振動	<p>(2) 工事の完了後</p> <p>ア 鉄道騒音 鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間54dB～56dB、夜間51dB～52dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足する。</p> <p>イ 鉄道振動 鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、51dB～59dBであり、いずれも現況値と同等又は下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p>形質変更時要届出区域においては、仮線工事に伴う擁壁の構築により土地の改変を行うことから、土壌汚染対策法に基づき汚染の拡散防止等の対策を実施し、汚染土壌を搬出する際には、適切に運搬、処理を行う。その際には、土壌汚染対策法第12条及び第16条に基づき、必要な書類を提出する。 また、形質変更時要届出区域外においては、工事の実施に先立ち土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき土地利用の履歴等調査を行い、汚染のおそれがある場合及び環境確保条例に基づき、事前の調査及び工事の施行中に新たな土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき適正な対応を図るものとする。 以上のことから、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足する。</p>
日影	<p>事業の実施による日影の原因となる主な鉄道施設は、建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規制対象となるものではなく、規制対象となるのは駅施設の一部に限られる。しかし、駅施設による等時間日影線は商業地域内に存在するため、本事業において日影規制の対象となるものではないが、評価の指標として、この法律及び条例の基準を参考にして評価した。 工事の完了後において、鉄道施設による日影が生じるものの、建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規制時間を超える日影は生じないことから、評価の指標を満足する。</p>
電波障害	<p>テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送において、事業区間の西側に沿った一部の地域で高架橋端部から最大約50mの範囲で生じると予測され、衛星放送において、事業区間の東側で高架橋端部から最大約20mの範囲で生じると予測されるが、本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やチューンアップによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。 また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施する。 これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足する。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
景観	<p>事業区間周辺の現在の状況は、十条駅を中心に住宅や商業施設が立ち並び、その中で赤羽線（埼京線）は、都市的景観要素の一部となっている。現在、地平を走行している鉄道は、工事の完了後には高架化される。</p> <p>工事の完了後における鉄道施設の高さは、最も高い部分は駅部で17m程度、駅部以外の高架橋で7m～11m程度となるが、周辺の建築物等を大きく上回ることはないため、事業区間周辺の都市的景観要素と融合し、地域景観の特性は、ほとんど変化しないものと考えられる。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが商業施設や戸建て、中高層の住宅等といった都市的景観となっている。その中に新たな都市的景観要素として、高架橋等の鉄道施設が加わるため、眺望の変化が認められるものの、周辺の建築物等の高さを大きく上回るものではない。</p> <p>さらに、踏切が除却されることにより、交通渋滞が緩和されて人通りや自動車の流れが整ったものとなることに加え、事業の実施に当たっては、鉄道施設の形状等は周辺環境に溶け込むよう、環境保全のための措置を実施する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域特性等に配慮すること」を満足する。</p>
史跡・文化財	<p>事業区間と交差する可能性のある文化財は存在せず、事業による文化財の現状変更はない。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されるが、文化財保護法に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。</p> <p>これらのことから、文化財等に及ぼす影響は小さく、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足する。</p>
廃棄物	<p>既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート、レール、廃プラスチック等の建設廃棄物、建設発生土、建設泥土について、可能な限り再利用及び再資源化に努めるとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>また、再生利用が困難な建設廃棄物、建設発生土及び建設泥土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p>

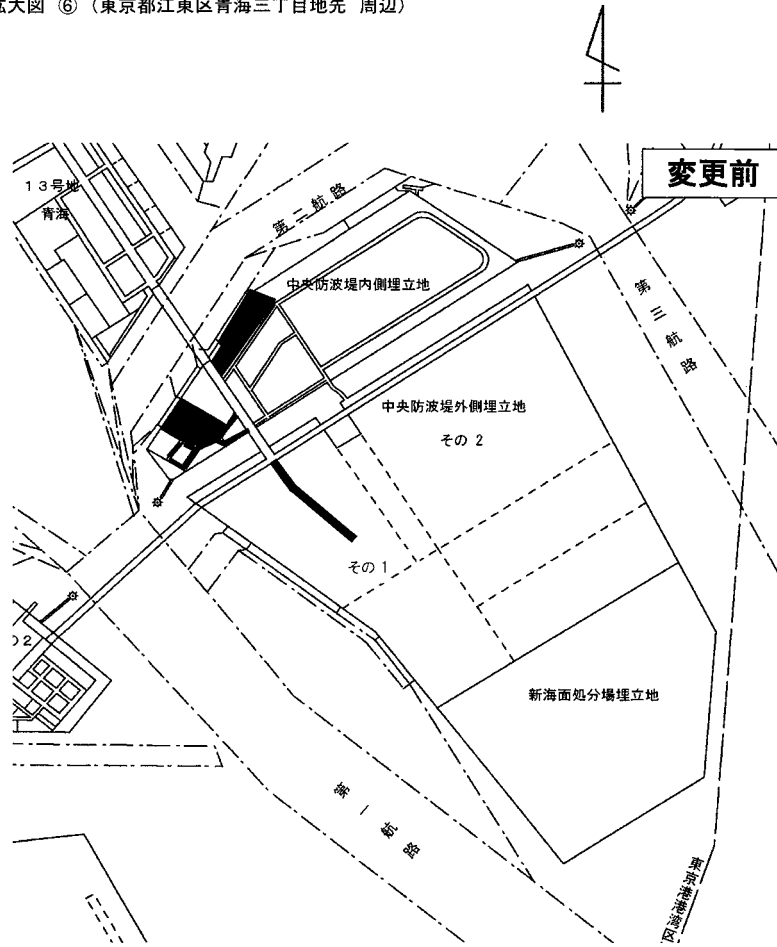
●東京都告示第七百五十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により東京港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区において、放置等を禁止する区域を次のとおり変更したので、同条第二項の規定により告示する。

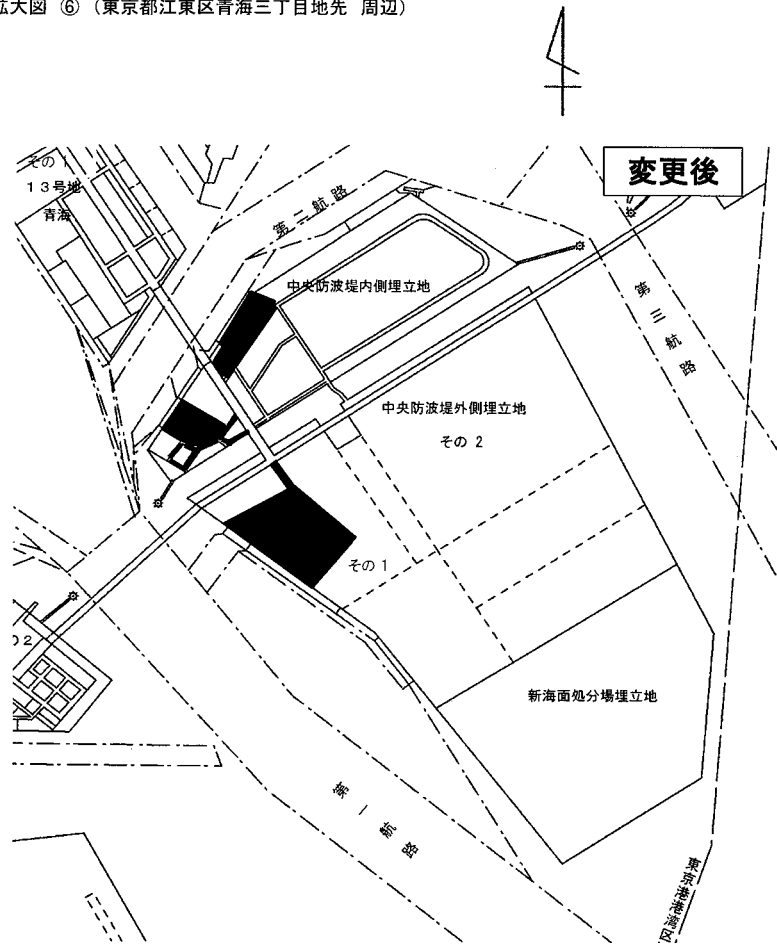
平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

拡大図 ⑥ (東京都江東区青海三丁目地先 周辺)



拡大図 ⑥ (東京都江東区青海三丁目地先 周辺)



規 則 (公)

附 則
この告示は、平成二十九年十二月一日から施行する。

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年11月30日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第16号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「場所」を「場所等」に改め、同条第1項の表警視庁江東運転免許試験場の項種類の欄3を次のように改める。

3 法第97条の2第3項の規定に該当する者（技能試験が必要な者を除く。）に対する免許試験

第20条第5項中「規定する確認」の次に「（以下「審査等」という。）」を加え、同項の表中「審査及び確認の

場所」を「審査等の場所」に改め、同条に次の3項を加える。

7 公安委員会は、審査等の実施の円滑を図るため必要があるときは、審査等の申請者に対し、審査等の日時又は場所を指定することができる。

8 公安委員会は、審査等の日時の指定をされた者が病氣その他正当な理由により指定された日時に審査等を受け

ることができない旨をその指定された日時までに届け出たときは、新たに審査等の日時を指定するものとする。
9 前2項の規定により審査等の日時を指定された者が指定された日時に審査等を受けなかつたときは、その者に対しては、当該申請に係る審査等を行わない。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

規 程 (交)

●交通局規程第三十六号

東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程

東京都交通局指名業者選考委員会規程（昭和三十九年交通局規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「に事故があるとき」を「が事故その他の事由により不在となつたとき」に改める。

第四条第二項中「に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員」を「が事故その他の事由により不在となつたときは、資産運用部長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第三十七号

東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を

次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局安全衛生管理規程（昭和五十八年交通局規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 局総括安全衛生管理者が事故その他の事由により不在（以下「不在」という。）であるときは職員部長が、

本局総括安全衛生管理者、部総括安全衛生管理者又は事業所総括安全衛生管理者が不在であるときは自己があらかじめ指名する者が、本局安全管理者又は本局衛生管理者が不在であるときは職員部長があらかじめ指名する者が、事業所安全管理者又は事業所衛生管理者が不在であるときは当該事業所の長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第十二条第五項及び第十三条第三項中「に事故があるとき」を「が不在であるとき」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市西つじヶ丘三丁目十番三、同番九、同番十六、同番十六地先、同番十七、十一番一及び同番八
調布市西つじヶ丘三丁目三十三番地六
株式会社武蔵野不動産
代表取締役 石井 洋子

東村山市恩多町四丁目二十八番五十二及び同番五十二地先
西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

都市計画河川事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

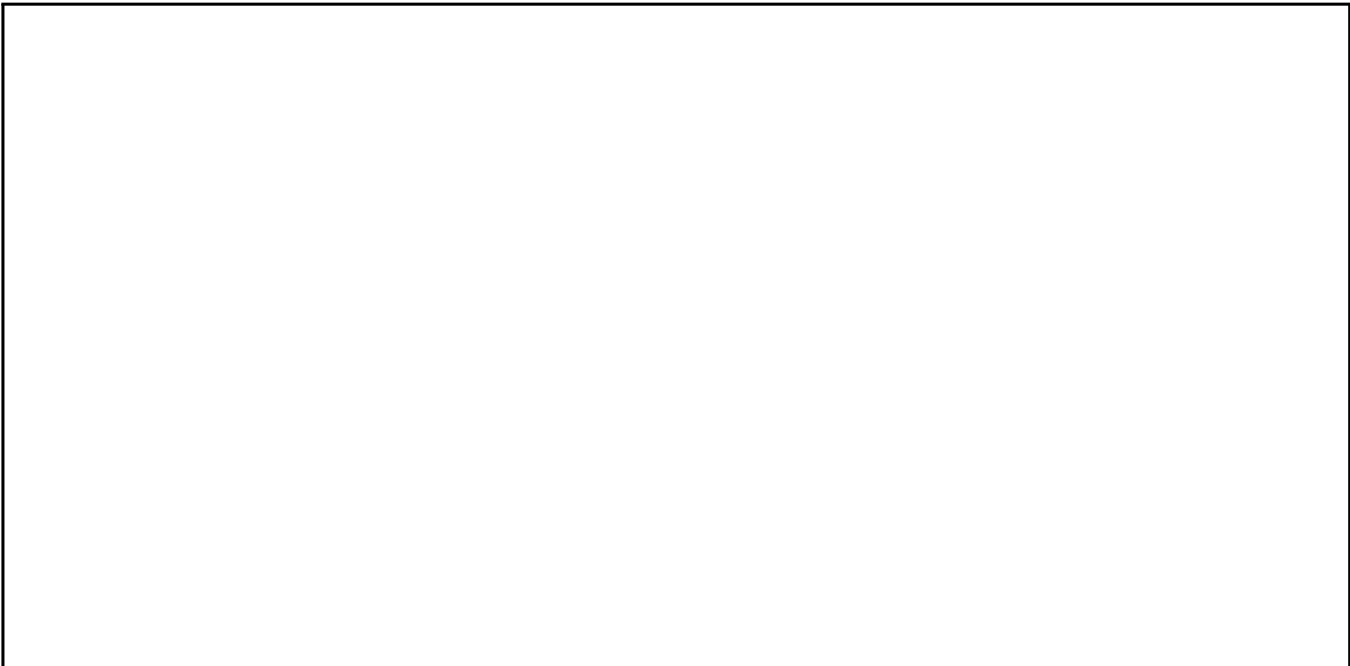
三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務
東京都市計画河川事業第十八号 谷沢川	世田谷区玉川台一丁目、用賀一丁目、瀬田三丁目、瀬田二丁目、瀬田一丁目、上野毛四丁目、上野毛三丁目、上野毛二丁目、上野	平成二十九年十一月七日関	第二建設事務所

毛一丁目、野毛三丁目、野毛二丁目、野毛一丁目及び玉堤二丁目地内



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月
五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001